**証紙売りさばき人申請にあたって**

証紙売りさばき人の指定を行うための判断に必要となりますので、下記の質問事項に正しくご回答いただき、申請書等と併せて提出してください。

１　証紙の必要数量を常備するに必要な資力について

証紙売りさばき人は、収納計器の始動に必要な始動票札について、予め始動票札に表示された額に相当する金額を支払い、購入いただく必要があります。

上記の購入資金として、２,0００万円以上の金銭を直ちに用意できることを申請のための条件としていますが、当該金額をどのようにご用意される予定であるのか、ご記入ください。

※金融機関等から借入を予定される場合には、借入予定の金融機関名および担保となる資産の状況を記載してください。また、おって詳細のわかる資料の提出を求めることがあります。

|  |
| --- |
| 【回答】  （例） 貸借対照表にあるとおり、令和６年3月末現在、金２,0００万円を有している。 |

２　証紙売りさばきにおいて必要な人員を備えていることについて

証紙売りさばき人は、不特定多数の県民から、遅滞なく、証紙の額面金額に相当する金額の支払いを受けて、証紙代金収納印を押印する事務を行う必要がありますが、証紙の売りさばき業務を行うにあたり、どのような体制を予定しているか具体的にご記入ください。

|  |
| --- |
| 【回答】 |

３　納税促進への協力および類似事務の経験の有無について

申請者において、納税促進に協力いただける事項や過去に証紙の売りさばきに類似した業務の経験の有無について、ご記入ください。

（１）自動車税環境性能割および自動車税種別割の納税促進への協力ができる事項

|  |
| --- |
| 【回答】  （例）納税促進のチラシの窓口配布 等 |

（２）証紙売りさばき業務にかかる類似事務の経験の有無

① 証紙売りさばき業務にかかる類似事務の経験が

□　ある　　□　ない　　※該当する項目の□にレ点をご記入ください。

② ①において「ある」を選択された場合、どのような事務を行っていたのか、具体的にご記入ください。

|  |
| --- |
| 【回答】 |

４　不特定多数の一般県民に証紙を売りさばくことについて

証紙売りさばき人は、証紙の購入または証紙代金収納印押印を希望される県民に対し、平等に当該業務を遂行する必要があります。

また、自ら証紙を消費することを目的とせず、県民に対してこれを売りさばくことであるのかどうか確認をさせていただきますので、お答えください。（不特定多数に対して平等に売りさばくことが、申請者の定款等に抵触しないか検討のうえ、お答え願います。）

不特定多数の県民に対して、証紙売りさばき業務を行うことが

□　できる　　□　できない　　※該当する項目の□にレ点をご記入ください。